

改正の概要

山口市土木系工事における快適トイレの実施要領 (No. 94)

- 1 対象工事の拡大
災害復旧工事を快適トイレの対象工事とするもの。
- 2 施行期日
令和 7 年 5 月 1 日

新旧対照表

○山口市土木系工事における快適トイレの実施要領（No. 94）

新	旧
2 対象工事 山口市が発注する土木系工事のうち、すべての屋外工事を対象とする。 _____ 省略	2 対象工事 山口市が発注する土木系工事のうち、すべての屋外工事を対象とする。 <u>ただし、災害復旧工事については、対象外とする。</u> 省略

附 則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。